

八教学推第1095号
令和4年3月7日

八尾市立各学校長 様

八尾市教育委員会事務局
学校教育推進課長

**新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた
まん延防止等重点措置における要請期間に伴う対応について（通知）**

標記について、3月4日（金）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の延長が決定されました。

また、同日付けで大阪府教育委員会教育長より、市町村立学校園における今後の教育活動について通知がありました。

つきましては、同通知等を踏まえ、本市立学校における教育活動等について、下記の通り決定したので通知します。

今後、府域の感染状況により、必要に応じて変更が生じる場合があります、引き続き、追加的な連絡をする場合があることを申し添えます。

記

1 教育活動の基本的な考え方について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、1教室40人の通常形態で教育活動を継続する。
- ・感染リスクの高い活動（長時間、密集または近距離で対面形式となる活動等）は実施しない。
- ・不安により登校できない児童生徒等への対応については、引き続き出席停止扱いとし、学習教材（デジタル教材を含む）の提供等、児童生徒の学びを保障することとする。

2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について

- ・感染症対策を徹底したうえで実施する。

3 学校行事等について

- ・来場者（保護者等）も含めて感染症対策を徹底したうえで実施する。

4 部活動について

- ・感染リスクの高い活動（密集する運動や近距離で組み合ったりする活動等）は実施しない。
- ・部活動前後での生徒同士による飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導する。
- ・発熱や風邪症状がある場合は、活動への参加を見合わせるよう改めて指導を徹底する。
- ・府県間の移動を伴う練習試合（合同練習を含む）は実施しない。

5 期間

令和4年3月21日（月）まで